

中村橋駅周辺まちづくり検討会設置要綱

令和4年6月30日
4練都東第174号

(設置)

第1条 練馬区立美術館（以下「美術館」という。）の再整備に併せて、地域住民および学識経験者等から助言および意見等を聴取し、さらなる中村橋駅周辺のまちづくりを進めていくため、中村橋駅周辺まちづくり検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、つぎに掲げる事項について意見交換および検討を行う。

- (1) 美術館の再整備に併せた、中村橋駅、美術館および商店街周辺におけるハード・ソフトのまちづくりに関する事項
- (2) 中村橋駅周辺施設の統合・再編および都市計画道路補助第133号線整備の進捗等に併せたまちづくりに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会の委員は、つぎに掲げる者をもって構成し、区長が委嘱する。

- (1) 町会関係者 3名程度
- (2) 商店会関係者 4名程度
- (3) 小学校PTA関係者 3名程度
- (4) 練馬区立美術館長の職にある者 1名
- (5) 学識経験者 2名
- (6) 練馬区立美術館再整備基本構想策定検討委員会設置要綱（平成30年4月23日30練地文第68号）第3条第3号に掲げる者 3名
- (7) 産業経済部長の職にある者 1名
- (8) 地域文化部長の職にある者 1名
- (9) 都市整備部長の職にある者 1名

(委員長および副委員長)

第4条 検討会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者とする。
- 3 副委員長は、練馬区立美術館長とする。
- 4 委員長は、会議を主宰し、検討会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときはその職を代理する。

(会議の運営)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞き、または説明を求めることができる。

3 検討会の会議は原則として公開とする。ただし、区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成14年3月14日練総情発第150号）第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、非公開とすることができる。

（部会）

第6条 検討会は、第2条第1号および第2号に規定する事項について調査検討を行うため、つぎに掲げる部会を置く。

- (1) 美術のまち部会
- (2) 駅周辺まちづくり部会

2 前項の部会は、委員長が指名した委員をもって構成する。

3 第1項の部会は、検討会の求めがあったときは、必要な事項を報告しなければならない。

（委員の解任）

第7条 区長は、委員がつぎの各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 委員としてふさわしくない行為を行ったとき。
- (3) 検討会の運営に著しく支障をきたす行為を行ったとき。

（任期）

第8条 委員の任期は、委嘱を受けた日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

（事務局）

第9条 検討会の事務局は、都市整備部東部地域まちづくり課に置く。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。